

入 札 公 告

検査用ノートパソコン 14 台賃貸借

(内訳)

- ・ 入札説明書
- ・ 要求仕様書
- ・ 機能等証明書作成要領
- ・ 賃貸借契約書（案）

令和 7 年 6 月

高知県土木部土木政策課

入札説明書

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| (1) 借入物品名及び数量 | 検査用ノートパソコン 14 台 |
| (2) 借入物品の規格・性能等 | 別紙 要求仕様書のとおり |
| (3) 借入物品の条件等 | 別紙 要求仕様書のとおり |
| (4) 借入期間 | 令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日まで |
| (5) 納入期限 | 令和 7 年 12 月 22 日 |
| (6) 納入場所 | 高知県庁土木部技術管理課 |
| (7) 入札方法 | |

ア 入札金額は、(4)で示す借入期間の月額の賃貸借料を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行なった者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行なった者、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停等の調整に係る調停の申立てを行なった者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行なった者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 高知県における「令和 6 ～ 8 年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 3によりこの入札に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和 6 年度から令和 8 年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和 2 年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第 1 の 2 の(9)に該当し、告示第 7 の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第 1 の 2 の(9)に該当しないこと。
- (6) 要求仕様書の基準を満たすサービスの提供が確実に実施できることを実施内容説明書によって証明した者であること。

3 入札参加の方法等

この入札に参加しようとする者は、令和 7 年 7 月 7 日（月）午後 5 時までに競争入札参加申請書（別添様式 1）及び 3 の（2）に示す機能等証明書を提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。審査により、仕様等を満たしている

場合に限り、この入札に参加することができる。

(1) 入札説明書等の交付について

ア 入札説明書等の交付

交付期間は、公告の日から令和7年7月7日（月）までとする。

イ 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び提出先

郵便番号 780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県土木部土木政策課

電話番号 088-823-9826 F A X 088-823-9263

電子メールアドレス：170201@ken.pref.kochi.lg.jp

ウ 配布方法

直接受け取り、又は高知県土木部土木政策課ホームページからのダウンロードによる。<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170201/>

エ 質疑回答

(ア) 要求仕様書の内容について質問がある場合は、次により書面（別添様式2）を提出すること。

a 書面は、3の（1）イに示す場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）

若しくは電子メール（電話により着信を確認すること。）による。

b 質疑の受付は、令和7年7月2日（水）午後3時までとする。

(イ) 回答は、令和7年7月2日（水）午後3時までに質問した者に対しては、適宜個別に回答を電子メールで送信する。また、令和7年7月11日（金）までに入札参加資格確認通知を受けた者全員（失格者は除く。）に全ての質問に対する回答を電子メールで送信する。

(2) 機能等証明書について

この一般競争入札への参加希望者は、この公告に示した機器を設置でき、機器が常に正常な状態で利用できるよう維持するための迅速なサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明する書類を提出し、審査を受けなければならない。

ア 入札関係資料に示した機器を設置できること等を証明するものとして、機能等証明書作成要領に基づき、証明書類を3の（1）イに提出し、審査を受けること。なお、証明書類提出後に補足資料の提出を求める場合がある。

イ 入札に参加しようとする者が虚偽又は不誠実な提案を行い、自己に有利になるような資料を作成したと判断される場合は、その入札書は無効となることがある。

ウ 入札に参加しようとする者は、開札日までの間において高知県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。この場合、その説明ができなかったときには、入札に参加できないものとする。

(3) 入札参加資格の確認

競争入札参加申請書の提出のあった者には、入札参加資格の確認結果を入札参加資格確認通知で令和7年7月11日（金）までに申請者に対して通知する。

4 入札及び開札

(1) 競争入札参加者は、入札方法、条件、要求仕様書及び契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該要求仕様書等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。ただし、入札後、要求仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札書の記載内容

ア 入札書（別添様式 3）には、次に掲げる事項を記載すること。

（ア）入札書提出年月日

（イ）入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び会社印、代表者印の押印（外国人の署名含む。以下同じ）

（ウ）代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）並びに代理人であることの表示、当該代理人の住所、氏名及び押印

（エ）入札金額

（オ）契約件名又は対象

イ 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額の訂正はできない。

ウ 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札書の提出方法

持参又は郵送により提出することとし、電報、ファクシミリ、電話、電子メールその他の方法による入札は認めない。

ア 持参する場合

（4）の日時、場所において投函すること。

なお、代理人による入札の場合は事前に委任状（別添様式 4）を提出すること。

イ 郵送の場合・・・別記「郵便（書留に限る）により提出する場合の表示方法例」参照

（ア）入札書を内封筒に入れ密封・封印し、内封筒の表面に提出先の宛名（高知県土木部土木政策課）、入札者氏名（法人の場合は、その商号又は名称）、開札日及び入札件名（「検査用ノートパソコン 14 台賃貸借」）を朱書きのうえ、送付先の横に「入札書在中」及び「親展」と朱書きした外封筒へ入れて封かんすること。

ウ 書留により、令和 7 年 7 月 17 日（木）午後 5 時までに 3 の（1）イの交付場所に必着のこと。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和 7 年 7 月 22 日（火）午前 10 時

高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号 本庁 7 階会議室

(5) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

高知県契約規則（昭和 39 年高知県規則第 12 号）第 9 条及び第 10 条の規定による。

6 入札の無効

この入札公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他高知県契約規則第 21 条各号に該当する入札は無効とする。

7 開札の方法

開札は、4 の（4）の日時及び場所において入札参加者等の立会いで行う。入札参加

者等は、郵送の場合を除きすべての者が立ち会うこととする。ただし、入札参加者等がすべて郵送で、かつ立ち会えない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

開札した結果、落札となるべき入札がない場合は、再度の入札を行う。この場合において、郵送による参加者がありその者が立ち会っていない場合は、別に定める日時に、その他の場合においては直ちに行う。

8 落札者の決定

- (1) 高知県契約規則第 15 条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 同価格の者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札価格が予定価格を超える場合は、7 の要領で再度入札を行う。
- (4) 再度の入札（初回入札を含め 3 回の入札）を行ってもなお予定価格を超えている場合は、最低価格者から順次、予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

9 最低制限価格の設定

無

10 契約保証金

高知県契約規則（昭和 39 年規則第 12 号）第 39 条及び第 40 条の規定による。

11 契約書の作成

要する。内容は、別紙契約書（案）のとおり。

12 契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

13 その他

- (1) 入札参加者及び貸付人が本件調達に関して要した費用は全て当該入札参加者及び貸付人が負担する。
- (2) 機器設定、搬入及び調整等使用可能な状態での引渡しを受けるための役務等に要する費用は貸付人の負担とする。
- (3) 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。